

## 度會神道の成立に就いて

清原宣雄

度會神道を成立せしめた直接の動機に就いては、吉見幸和の「五部書説辯」によると、古來内宮は我國に於ける最高の神として朝野の尊崇を受けられた所であつたが、外宮祠官たる度會氏が、治承年間より永仁年間までに「神道五部書」以下の書を偽作して外宮を内宮と同じ御位に、又はそれ以上に引上げ奉らんとして兩宮の御由緒を偽り、御饌を掌られたる外宮の祭神止由氣神を、國常立尊とし、内宮の祭神、天照大神の祖神であらせられるとし、又日の御神天照大神を五行説によつて火徳の神に、國常立尊を水徳の神にと配する事より、五行相克の理から外宮が内宮に克つ事を暗に示しまつらんとした事によるのである。

抑々兩宮の御制度、祭祀に就いては、「延曆儀式帳」や「延喜太神宮式」にも見ゆる如く、その創祀以來内宮に重く、従つて祠官の制にも別異、差等のあつた事は事實である。而してそれが外宮祠官度會氏をして内外兩宮祠官對等の待遇を受けんことの希望を起さしめ、遂に之が二所大神宮とか二宮一光とか言はれる時代信仰の風潮に乗じて、二宮對等、更には外宮を内宮より上位に置かんとするこの神道を發生せしめたとする事は充分理由ありと考へられる。

この事に就いては既に吉見幸和のみならず江戸時代の多くの神道學者、就中中世神道否定の立場に立つ國學系統の

人々によつて説かれてゐる所であるが、たゞそののみならず、伊勢神道の成立については、その他佛教行事の神宮祭祀への接近、それより來る佛教思想の神宮崇敬への浸透、更には眞言天台等の佛教の教理による神道の解釋、即ち兩部神道の如き佛教神道の發生等が與へた影響が考へられる。

伊勢神宮に佛教思想の入つたのはすでに文獻の上に奈良時代の事と考へられる。勿論忌言葉<sup>②</sup>、大神宮寺の移轉<sup>③</sup>、佛者の參宮禁止等に見られる佛教排斥の態度はあつた。しかし乍らかゝる神宮の尊嚴の維持は單に形式的の事であつて、事實に於ては、到底神佛習合の勢ひを阻止し得なかつた。従つて神宮内部に於ても平安時代末期から鎌倉時代にかけて、來世安穩の爲の造寺<sup>④</sup>、納經の供養<sup>⑤</sup>を行ひ、祠官にして出家するものも「元徳度會系圖」に三十人近くを數へ得る状態であつた。<sup>⑦</sup>

神宮内に於けるかゝる傾向は必然的に佛教との接近を來し、鎌倉時代になると急に佛事の神宮接近の事が諸種の記録に多く見える様になつた。即ち俊乘坊重源が東大寺再建祈願の爲、内宮に於て衆徒數百名と共に大般若經轉讀供養を行つたのを始めとして、相續いて大佛供養<sup>⑧</sup>、金泥心經供養<sup>⑩</sup>、佛舍利發顯祈願<sup>⑪</sup>、大般若經奉獻<sup>⑫</sup>、佛舍利大乘經奉獻<sup>⑬</sup>等の佛事が神宮に於て行はれ、又之と共に僧侶の神宮參詣も、文治二年、建久四年、同六年の三回に互つて東大寺重源が參宮したのを始めとして頻りに行はれた事は、「吾妻鏡」、「玉葉」、「沙石集」、「通海參詣記」等の當代の記録に明らかな所である。<sup>⑭</sup>

かゝる神宮崇敬と佛教との接近、及び神宮祠官の佛教徒的となる傾向が遂に度會神道を成立せしめる一助となつた

事は、弘安六年撰の「沙石集」にある、著者無住が神宮に參詣した時に、

「内宮外宮は兩部の大日とこそ習傳へて侍れ云々、内宮は胎藏の大日四重曼荼羅をかたどりて、玉がき水がきあらがきなど重々也、かつを木も九あり、胎藏の九尊にかたどる、外宮は金剛界の大日、或は阿彌陀とも習侍也、」

と祠官より説明された事、弘安九年の「通海參詣記」にも、神宮の事が金胎兩部に宛てられ、その思想の中に本地垂迹、和光同塵の思想が入つて居る事などにも窺はれる。その他「元亨釋書」神仙傳、皇太神宮の條に

「凡曰神宮事者、假密教而立言也、」

とあるを見ても神宮に密教の教義が如何に多く入つて居たかを知りうるであらう。

即ち、「天地麗氣記」「葛城寶山記」を始め「太宗祕府」「寶志和尚口傳」「中臣祓訓解」「伊勢太神宮瑞柏鎮守仙宮祕文」「兩宮形文深釋」「神皇系圖」「石窟本緣記」「大日本開闢本緣神祇祕文」「兩宮本誓理趣摩訶衍」等の兩部神道の書が「神道五部書」と殆んど同時代に作製されて、度會行忠の「神名祕書」<sup>⑬</sup>「古老口實傳」<sup>⑭</sup>や、度會家行の「神道簡要」<sup>⑮</sup>「類聚神祇本源」<sup>⑯</sup>等に多く引用されて居る事によつてもその影響の如何に大であつたか々分る。(度會神道の成立の上に眞言宗が他の佛教より多く關與せる事は、單に眞言宗が他の佛教に於けるより神道に關する事に於てより深く且廣汎であり、大和の大峯、紀州の熊野の如き神々が眞言化して、神宮に於ける佛教的系統として最も有力であつたと言ふ事に止らず、「以胎金兩界、習内外二宮、以諸尊合諸神」<sup>⑰</sup>なる二宮一光の理と言ふものが、外宮を以て内宮と同等の位置にまで引上げんとした度會氏の主張を援くるところあるに基くものであつた)。

尙佛教のみならず儒學殊に宋學、その他、道教陰陽五行説等支那思想も度會神道の成立に大なる影響を與へた事は、行忠の「神名祕書」及び家行の「類聚神祇本源」に就いて見ても、前者には「周易」「老子」「尙書」「孝經」「左傳」「周禮」「道經」「春秋」等が、後者には「周子通書」「道經」「周易」「五行大義」「莊子」「禮記」「春秋」の諸書が引用され、「古老口實傳」の禮儀用心書として「貞觀政要」「帝範」「臣軌」「老子經」「古文孝經」「曲令」「月令」等が挙げられて居る事によつても明らかであらう。儒學の中でも伊勢神道に於て特に考へらるべき點は、我國古來の明經道に守られて來た古い漢唐訓詁の學風と共に、新たに興つた宋學、その中でも周子の學風の影響が後になるにつれて多分に加はり來つて居る事である。宋學の輸入は鎌倉時代初期以來の事に屬し、伊勢神道に影響を及すのは更に時代が降つた時の事であるが、寶治元年には我國に於ても「朱子論語集註」十卷が宋本によつて翻譯された事實からして、我國上流の人々の間に漸く盛となりつゝ、あつたこの思想に對して、度會氏の人々が全く無關心であり得よう筈はない。殊に我國に於て朝廷で之を御採用になつたのは後醍醐天皇の御時以來であるが、吉野の朝廷と深き關聯を有した度會氏の思想の中に之が深く入り込んで來るのは亦當然の事であらう。<sup>21)</sup>

兎に角かゝる状態の下に發生した度會神道が佛教的であり、それは又儒教的であり、老莊的であり、從つて哲學的な傾向を有した事は當然であつて、中世封建制度社會に於て始めて我國の神々に對して、理論的思考ともいふべきものが來たり、言はば哲學的反省がなされる時に、まづは佛教なり、儒教なりの立場からそれがなされ、そこに度會神道の如き哲學的とも、理論的とも言はれる神道の勃興を見るに至つたものである。

河野省三博士によれば「神道五部書」は佛教神道への對立意識の下に作製されたものであるとせられてゐる。勿論伊勢神道に於いては伊勢神道として獨自な立場は十分認められる所であり、反本地垂迹的な思想の傾向にしても、それが意識的に表出せられてゐることは「神道五部書」に始るとも考へられる。しかしながらあくまで佛教への對抗を意圖し、これを強く主張しつつも、尙ほ且つ佛教より離脱し得なかつた所に、中世神道の一つの特色がある。更に云へば、全く佛教的解釋を以て充たしてゐる佛教的神道論と、之より離脱して日本独自の神道に達せんとする意識の上に立てる「神道五部書」の流れとは、こゝに相對立する二種の神道論と見做すべく、而してこの二つの間に於いて、互に關聯しつつも、中世神道理論が展開して行くとも考へられる。而して、その間に中世神道の有つ大なる課題が存する。反本地垂迹說の問題、伊勢神道に著しく現れる實踐的規範の問題、また法性神、本覺神、大元神等の觀念、普遍的原理による神道的世界觀の構成等、種々の問題がそこに考へられる。それ等に就いては又他日の機會に譲る事とする。

しからばこの時代に於て、佛教神道に對立して最初の哲學的理論神道とも言ふべきものを成立させた度會神道は、事實としては如何なる形態の下に發生したであらうか。吉田兼俱の言を借りて言へば、この神道は本迹緣起神道であつた。<sup>(28)</sup>

それはその言のごとく、「神道五部書」以下に記す所は神宮の緣起であるが、しからばこゝに問題となるのは、その初め内宮に對する對立意識より發生した度會神道が、その形としては何故に緣起神道として成立したかと言ふ事であらう。

この事に就いてはかつて岡田米夫氏が「伊勢神道の發生過程」に於いて意見を出されてゐる。即ち、この時代に於ける社會經濟上の原因から、從來國家の制度として崇敬の對象であつた兩宮が、國民崇敬の中に融合せられて、それとともに之に關聯して神宮が國民の歸敬するところとなつた事を採りあけて居る。

かゝる神宮への國民的崇敬の社會、經濟的事情については、度會弘訓の「御師考證」及び「太神宮私幣事略」なる寫本にその史料を相當廣く輯録してある。

即ち平安時代に於ける神宮は、朝廷の御尊敬天下の諸社に異り、國家最高の宗廟として特殊の地位を保つてゐた。「太神宮諸雜事記」に見ゆる延暦二十年四月十四日の格にも、

「太神宮事異<sub>ニ</sub>於諸社、雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>餘剩、非<sub>ニ</sub>改滅之限<sub>一</sub>矣者、」

と見え、この事は、「延暦儀式帳」や「延喜太神宮式」に於ても明らかに制度化されてゐる所で、前者には、

「禁斷幣帛、王臣家并諸民之、不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>幣帛、重禁斷、若<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>欺事、幣帛進人違波、准<sub>ニ</sub>流罪、勘<sub>レ</sub>給<sub>一</sub>」  
と見え、「延喜太神宮式」にも、

「凡王臣以下、不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>輒供<sub>ニ</sub>大神幣帛、其<sub>ニ</sub>三后皇太子、若有<sub>レ</sub>應<sub>ニ</sub>供者、臨時奏聞、」

とあり、其他長寛二年四月二十四日清原頼業の勘文や、「中右記」永久二年正月十六日の條にもその事があり、國家の奉幣以外は王臣以下の私幣私禱を明らかに禁止してゐる。之は「大神宮儀式解」三十一にも

「或説に、此制は上代よりの事にはあらず、漢意を専ら用らるゝ御世となりての制ならん、」

として、之が唐令の天子宗廟の制の模倣である事を指摘してゐる。

而して經濟の上にも古くは神三郡、神八郡の神領があり、其他諸國に神戸を有すること多く、私の奉幣を禁せられても更に闕乏はなかつた。しかるに朝儀の式徴と地方行政の混亂は上述の制度を有名無實ならしむるに至り、「雖有餘剩、非改減之限」とした神宮の用足をも亦窮乏にまで導く事となつた。

即ち平安時代末期以降の恒例の奉幣費や、式年御造替遷宮費の窮乏は、新に勃興した武家によつて用途が獻せられるの傾向を來した、即ち「臺記」久安四年六月十六日の條に見ゆる頼長の私奉幣を初めとして「吾妻鏡」「玉葉」等の當代の記録に見ゆる平安末期から鎌倉初期にかけての源義朝、頼朝以下による砂金、神馬、神劍等の奉獻や、下總、安房、武藏、駿河、尾張、伊勢にわたる所謂御厨、御園等の奉獻となつたのである。

又神宮に於けるかゝる状態は祠官の冗員救濟の意をも伴つて御師機關の成長を來し、それらの御師による諸國への大麻の分配や、元神領の人民が神税を持參して口入の神主の家にとまる例よりして更に諸國の參宮人を御師の家に宿せしむる事にまで發展して行く事となつた。而してこの御師が詔刀師、御祈禱師の名の下に諸國の道者と師檀關係を結んだ事は、一般國民の神宮參詣者の増大する傾向を更に促がす事ともなつたのである。

而してこの傾向は單に私の奉幣のみに止らず、「太神宮諸雜事記」安和二年の條には

「左大臣源高明公○中略而件謀反企可被成就之由、日夜朝暮祈禱於二所太神宮之由有<sub>二</sub>其風聞<sub>一</sub>云々」

とある如く私の祈禱も盛に行はれた事は「吾妻鏡」に頼朝が壽永三年正月三日私禱の爲長日の祈禱や私の臨時祭を行ふ

爲に御厨を奉獻した事を始め、この當時の記録に多く見られる所である。

かゝる國民的崇敬の狀勢は、之に加ふるに平安末期の社會的混亂によつて生ずる人心の不安、及びその頼る所を求むるに苦んだ事や、當代盛に行はれた熊野詣及び一般社寺の物語の流行によつて一層盛んとなり、一般庶民の伊勢參宮がひろく行はれる事となつた。

凡そ、この時代の神佛の信仰は、主としては現當二世の安樂にあつたことは、神宮に對し奉つても他と異なる所なきものである。それにしても時代信仰の上に盛んであつた熊野三山、山王權現とは異りて、平安末期の「長寛勘文」に見える神位争ひや、「吾妻鏡」其他「明月記」「百鍊抄」等に載せられる伊勢熊野の信仰争ひ、その他の鬭争の沙汰等にあつてもいつも神宮の參詣者が熊野のそれを凌駕してゐるのは、言ふまでもなく地理的關係其他の事情は介在するとしても、何よりも先づ神宮が本質的に國家第一の宗廟である事が當時一般にも認められて居たからであつて、「吾妻鏡」の「天照大神者豊秋津本主皇帝祖宗也、」  
と云ふ文や、性信上人の「百因緣集」に見ゆる

「此即我朝根源也、故世中有衆生皆此神末也、」

と言ふ句も之を實證するもので、かゝる時代の勢が亦この伊勢參宮を促進せしめた事も亦否み難い。

更に降つて文永、弘安の國難は神宮祈願の勢を増し、かゝる國難を契機とする國家的の自覺は神宮にあつては神宮信仰の宗教化、神道的教理の強化が必要として感ぜられたであらうが、國民の神宮に接近しまつるの事態はますます

大きくなつた。

即ち「太神宮諸雜事記」に見ゆる承平四年九月神嘗祭の夜には

「雷電鳥騷天大雨如<sub>レ</sub>沃、參宮人千萬不<sub>レ</sub>論<sub>ニ</sub>貴賤<sub>一</sub>、恐畏迷<sub>ニ</sub>心神<sub>一</sub>退<sub>ニ</sub>出宮中<sub>一</sub>之間、御川水出堪天人馬不<sub>レ</sub>堪<sub>ニ</sub>渡行<sub>一</sub>」  
とあるを始め、「勘仲記」にも

「凡遠近萬邦參宮人不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>幾千萬<sub>一</sub>」

とあり、その他文永三年の「内宮遷宮沙汰文」にも、遷宮を拜せんとして來り參するもの數萬と言ひ、「詔刀師沙汰文」には元弘二年に參詣者を抑留する事に就いての争が見えたり、「文保服假令」花園天皇文保二年の條には、尾張、美濃等より參詣者が來る事が記されてゐる。

而して前述の岡田氏の論文によれば、かゝる國民信仰の發生が、神宮側をして一般民衆と一層密接に關係を結ぶ必要を感じしめ、その信仰を満足せしめる方法として發生したのが伊勢神道であると言ふのである。

いかにもその説の如く、もと制度の上からすれば、元來神宮は國家の宗廟であり、皇室の祖神であらせられて、神宮自體とすれば唯祭祀奉齋の嚴修を事とすれば足りるわけであり、特にその御神徳を宣流することや信仰の普及などに努力する必要は更にはないと思はれるのである。

しかし乍ら更に一步を進めて考ふるならば、かゝる當代の國民信仰と、この神道が緣起的神道觀の立場にあつたと  
言ふ事の關係、更に言へばそれが内宮との對立意識の下に外宮祠官度會氏の間に發生したと云ふ事、而して前述の御

師、詔刀師、御祈禱師と呼ばれる神宮師職はその間にあつて單に道者と便宜的に結び付く以外の役割を果しては居ないであらうが、是等の事がこゝに問題となつて來ると考へられる。

勿論伊勢神道が外宮祠官度會氏の手によつて成立した事は、既に述べた如く、外宮がその地位を内宮と同等にまで引上げんとした要求より發した事は明白であるとしても、更にこゝに考へられる事は兩宮の地理的位置の相違であらう。諸種の神宮參拜記によつても明らかである如く、古來より參詣の順路としては必ず外宮を先とするのが常であつた。即ち外宮の鎮座地たる山田原は、内宮の鎮座地である五十鈴川上に對して言へば、宇治に至る門戸とも云ふべき地であつた。この事は單に外宮が内宮よりは參拜者の近寄り易きに止らず、これとともに又他の諸事情例へば民衆的佛教信仰の如きものの影響を受け易いこともまた内宮よりは近しい關係にあつたと考へられるからである。

康永元年(興國三年)の坂十佛の「太神宮參詣記」によると、

「就中當宮參詣のふかきならひは、念珠をもとらず、幣帛をも捧げずして、心に祈る處なきを内清淨といふ、潮をかき水をあびて、身にけがれたる處なきを外清淨といへり、内外清淨になりぬれば、神の心吾心と隔なし、既に神明におなじ、しからざれば何を望てか祈請の心あるべきや、これ眞實の參宮なりとうけ給はりし程に傷仰の涙とゞめがたし、」

とあつて、かゝる教理的な説明を參詣者たる彼が聞きて感涙に咽びたりとせばそれは誰から説かれたかは明らかでないが、恐らくこの時に終夜共に閑談せしと言ふ當時の長官(一ノ禰宜)家行からとても考へられようが、それでないとい

してもこの事からしても當時外宮に於ては一つの支配的精神ともいふべきものを有し、之によつて大衆の信仰を導かんと努力しつゝあつた事が窺はれるのであり、恐らくその大衆指導の役は所謂神宮師職の如き人々の手によつて行はれて居たと考へられる。

更にこの事は伊勢神道に於ける中臣祓の傳來に於ても見られる。中臣祓は中世以降神道の教典として日本書紀神代卷と共に廣く行はれ、従つて又多くの神道家によつて諸種の註釋書が作られたが、伊勢神道に於ても又多くの祓詞及び祓の行事に關する傳を集録、傳承してゐる。即ち世に「尙重解除鈔」の名を以て聞えてゐる明應六年五月岩井田尙重の書寫した諸祓集の如きはその最もよい例である。

而して應永九年二月九日大中臣清世の署名の存する、もと荒木田家に傳つた中臣祓によれば、中臣祓の本文の後に七種祓以下、神拜詞の類が収録されており、又神宮文庫に藏する荒木田氏經相傳本中臣祓には中臣祓の外二三の神拜詞及び七種祓等を収録するが、中臣祓の本文の前に

「御祓サイシヨニマイド、センキリ、サンク、ウソマキ、テヲウタセラル」

とあつて、神拜詞及び中臣祓は、錢切、散供の後に申すべき事とするが如き拜式の作法を具し、その詞の中に

「(前略)若干ノ、皇太神達ノ宇津ノ廣前ニ、氏名乗畏モ祓申請申事ノ由ハ云々」

とあつて明らかに道者參宮の際の爲に作られた祝詞であり、衆庶の切實なる信仰に即したものである、更に他の同様の祝詞の中には

「(前略)今ノ御祓ノ度數ノ效驗ニ依テ、名乗 祈所ニ可キタルベカラシクヨウキ 來、清辰會ノ恐ヲハ、未不萌ニ他方エ拂退テ(後略)」  
千段一萬段ノコト

とあつて祓の度數による效驗を強調する等、衆庶の信仰心に即した用意を窺はしめる。

而して七種祓に於ても、眞言宗の神祕の呪文を多く採り入れてあり、後の吉田神道に於ける三部神經の源流と考へられる點が存する。勿論伊勢神道に於ては、後の吉田神道が或は中臣祓の本文を十二段に分つてそれが理解に便ならしめ、或は假名を以て讀誦本を作つて流布し、或は庶民をして讀誦の勞を軽減せしめんが爲にその要樞を摘記して最要中臣祓を撰んだ如き事はなかつたが、伊勢神道に於ても眞言宗に並んで傳授の形式をとるに至つたのみならず、その内容に於て衆庶の信仰に即したものを有して居た事は注目に價する。

勿論かゝる世間大衆を相手とする理論の立て方は深遠な教學的なものではないが、少くともその最初に於て縁起神道たりし伊勢神道が、かゝる大衆信仰指導の立場から説かれた神宮の縁起の間に發生して行つたと云ふ事は充分考へうる所であらう。何故ならば外宮の祠官が内宮に對して自己の奉仕する外宮の御神徳を強調せんとするにはかゝる縁起を語る方法、即ち當代諸所の社寺が有して居た縁起物語にも通じてゐる民衆信仰結縁の縁起神道觀の組織をとる事が最も好都合であつたからである。

それは單に伊勢神道そのものが、その精神に於ては從來の佛敎的色彩から離脱せんとし乍ら、而も尙その方法としては其れより脱しえなかつた所に中世神道の一つの特質を見うると共に、この縁起そのものがこの時代の精神と相通するものを有する事は、既に柴田實氏の指摘する所である。

即ちそれによれば縁起なる言葉は吉田兼俱が

「某宮某社、化現降臨勸請以來、就縁起之由緒、構一社之祕傳、以口譯之相承、稱累世之祠官、將亦修本地之法味、准内清淨之理教、捧祭祀之禮奠、備外清淨之儀式。」

と説く如く、物の由緒を語る事であり、中世に於てはその事は則ち歴史であるとされた。而して古代氏族制度社會の復活であると云はれる中世封建制度社會はあらゆる存在がその根柢を過去に有つ社會であり、かゝる歴史主義の社會に於ては、過去の由緒を語る事、即ち縁起を説く事はとりも直さず、その存在理由の主張であると説かれてゐる。

果して然らば、内宮に對して外宮の尊嚴を主張せんとした度會神道の主張が、かゝる縁起の形を採つた事は當然であり、又その「神道五部書」の中「寶基本紀」は僧行基に、「御鎮座傳記」及び「御鎮座次第記」は雄略天皇の御代の阿波羅波命、「御鎮座本紀」を繼體天皇の時代の飛鳥、「倭姫命世記」は天武天皇の御代御氣なるものによつて書かれたとなし、何れも古い時代に假托したもの、かゝる歴史主義の社會に於ては亦當然の事であらう。(かくの如く古人に假托して偽書の作成をなす事は中世神道共通の事象であるが、傳統的なものを重んじた中世の學問、殊には家によつて繼承され、傳授された中世の學問に於ては當然の事であつた、かの吉田家が「日本紀の家」としての家學の傳統の古さを誇つたのも亦同じ意味を持つものであらう。)

而して尙云ふならば、かゝる縁起を語ると言ふ事は、この時代の社寺の繪卷物がその信仰者に對して靈驗を説き示し、自己の尊貴を説くに當つて、この縁起の方法を採つた事によつても明らかである如く、それは一般の大衆を意識

してなされたものであつた。

即ち、伊勢神道に於ては兩宮の縁起を、當時思想的に最も權威を有してゐた佛教や儒教以下支那思想等の立場から説く事によつて、當時急に増大した參詣者の信仰を吸収せんとした事は充分理解しうる。而してその實際的指導の役割をなしたものが、前述の御師、詔刀師であつて、此等神宮師職の活動が、度會神道の成立に大なる役割をなした事も亦見逃すべからざる事であらう。

註① 「續日本紀」天平神護二年七月丙子の條に見ゆる大神宮寺の建立や、「大神宮諸雜事記」「元亨釋書」にある僧行基の東大寺建立祈願の爲の參籠等によつても明らかである。

② 「延暦儀式帳」

③ 「續日本紀」寶基三年八月及び同十一年二月の條

④ 「元亨釋書」神仙傳

⑤ 「神國決疑篇」には神宮祠官の造寺供養についてその重なるものを列擧して居る。

⑥ 朝熊金剛證寺の經筒銘には承安三年内宮の荒木田時盛と外宮の度會宗常の埋經供養になる事を記してゐる。

⑦ この事に就いても前述の「神國決疑篇」にその主なるものが見える。

⑧ 「東大寺衆徒參詣伊勢大神宮記」

⑨ 「百鍊抄」玉葉「建久六年二月廿九日の條、

⑩ 「玉葉」建久五年正月廿日の條

⑪ 「百鍊抄」「仁和寺日次記」建保四年二月廿三日の條

⑫ 「吾妻鏡」正嘉元年四月十五日の條

⑬ 慶長元年正月廿七日

度會神道の成立に就いて(清原)

第二十七卷 第一號

九七

- ⑭ 僧侶の神宮參拜については、梅田養彦氏の「鐘流參宮志」(神社協會雜誌)参照、その主なるもの次の如し、  
 建久五年隆聖(玉葉)、建保元年尊道房(吾妻鏡)、弘長年間井無住(沙石集)、文永十年西大寺思圓(通海參詣記)、建治三年東寺  
 道寶(東寺長者補任)、弘安二年東寺周助(同前)、同四年東寺定濟(同上)、同四年及九年西酉通海(通海參詣記)
- ⑮ 神宮の佛事接近の事は、岡田米夫氏「伊勢神道の發生過程」参照せり。
- ⑯ 弘安八年撰與書によれば龜山上皇に奉つたとある。
- ⑰ 正安二年撰
- ⑱ 文保八年八月撰
- ⑲ 元應二年の撰で、卷一の與書に「奏覽本懸ニ米勾所々略之、後宇多院御作以ニ中御門中納言之奉書ニ勾當内侍以ニ假字御教書ニ叙  
 感之趣被ニ仰下ニ六條施行」と見ゆ。
- ⑳ 「唯一神道名法要集」
- ㉑ 大西源一氏の「南朝の隠れたる勤王家——伊勢度會氏——」なる論文参照
- ㉒ 「唯一神道名法要集」
- ㉓ 「中右記」嘉保元年十月卅日、同三年正月五日の條。
- ㉔ 「後二條師通記」寛治七年七月十二日の條。
- ㉕ 「玉葉」には承安三年兼實の神劔奉獻の事が見え「吾妻鏡」には治承五年十月廿日、養和二年正月廿八日、同二月八日、文治三年  
 正月廿日、建保六年十二月五日、壽永三年正月三日等に頼朝の私の奉幣帛の事が見え、其他、建久元年二月廿日の條には、彼  
 夫口米の名の下に全國の社寺莊園に遷宮費を賦課し、文治三年六月廿日、寶治二年十二月廿日の條には神官行政權の一部が幕  
 府の手に移されるに至つた事が見える。
- ㉖ 權禰宜の員數は「中右記」永久二年正月の條や、當代の諸遷宮記によれば、百人乃至二百人の多きに及び、「三代制符」には建久  
 二年三月廿八日の宣言があつて、それによつて見ると、之が員數についての問題が表面化して居る事を知りうる。
- ㉗ 御師の初見は「吾妻鏡」養和元年十月廿日の條に、相庭二郎大夫光倫が見えるが、其他壽永三年正月三日の條によると光親神主  
 も亦頼朝の「年來の御祈禱師」であつた事が見えるし、其他生倫神主、今鹿大夫光望も頼朝の御師として活躍して居る。